

令和7年度 第9回全体庁議（10月31日開催）

区分	審議	案件名 (担当部)	(4) 第2期おびひろこども未来プラン改定（原案）について [市民福祉部]
----	----	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

第2期おびひろこども未来プラン改定について、原案を作成したことから、令和7年11月17日開催の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

○計画の考え方

(1) 改定の背景・考え方:

- ・国は、こどもを取り巻く社会環境が深刻化してきていることを背景に、こども基本法を施行し、こども大綱を閣議決定した。
- ・現行プランに、若者の暮らしや仕事、結婚などに関連した基本施策を位置付け、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を進めていく。また、こどもの意見に耳を傾け、より一層、大切にしていく視点を持ちながら、こども・若者が自分ら社会生活を送り、将来の見通しや展望を描けるよう支えていくため、現行プランを改定する

(2) 計画の位置付け: こども基本法に基づく市町村こども計画に位置付ける

(3) 計画の対象: おおむね18歳までのすべてのこどもとその家庭、妊娠・出産を希望する方

　　おおむね30歳未満の若者(施策によってはおおむね40歳未満の方も含む)を対象とする

(4) 計画期間 2020(令和2)年度～2029(令和11)年度

○第2期おびひろこども未来プラン

(1) 基本理念: 「ともに育むこどもの笑顔 未来へつなぐ おびひろ」 ※現行の基本理念を継続

(2) 基本的な視点:

- ・こどもの視点:すべてのこどもの幸せを第一に考え、こどもの意見を大切にしながら、こどもの最善の利益を最大限に尊重する
- ・保護者の視点:子育てをしているすべての保護者が子育てできることを幸せに感じられる
- ・社会全体の視点:すべての市民が連携・協力して、こどもと子育て家庭を社会全体が支える

(3) 施策の体系: 4つの基本目標と 18 の基本施策を設定する

○計画の推進体制と点検・評価

目標項目及び目標値

「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」…基準値 89.8%、目標値 93.0%

「保育所等の待機児童数」…基準値 0人(2024年度)、目標値 0人(毎年度)

「子育て事業に関わる支援活動者数」…基準値 3,673人、目標値 7,111人

※基準値は2024(R6)年度、目標値は2029(R11)年度

■ 今後のスケジュール

- ・令和7年11月17日 厚生委員会へ改定原案を報告
- ・令和7年11～12月 パブリックコメント
- ・令和8年2月 厚生委員会へパブリックコメント結果、最終案を報告

■ 審議結果

- ・同内容で、11月17日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし